



トピックス 平成18年度相談の概要 P2~P3

発行/富山県生活環境文化部県民生活課・富山県消費生活センター http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1711/index.html
「くらしの情報とやま」は富山県のホームページにも掲載しています。 http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1711/kj00000963.html

くらしの 相談窓口 から

催眠商法で買ってしまった高額な温熱治療器 ～ 解約したいのですが… ～

相

談

一週間前に業者が自宅に来て、集まりがあるからと知人宅の車庫に呼び出された。行ってみると近所の方が数人すでに集まっており、「元気に手を上げた人は無料です！」と煽られ、つい手を上げていろいろな品物ももらった。最後に「腰や足の痛いところが治るといふ温熱治療器を特別価格26万円で欲しい人！」と言われた時も手を上げてしまい、結局購入してしまった。後でよく考えると、一時の興奮状態で高額な商品の契約をしたことを後悔している。解約したいのですが…。(70代 女性)

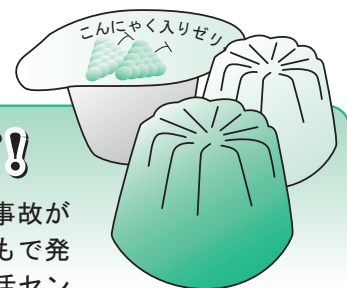


回

答

閉め切った会場で日用品や食料品などを無料で配り、得した気分させ、異様な雰囲気の中で消費者の冷静な判断を失わせ、最後に高額な商品を売りつける商法を「催眠商法(SF商法)」といいます。最近では、会場を閉め切って帰らせない、脅かして契約書を書かせるなど、手口が乱暴で悪質になる傾向にあります。この商法は、法律(特定商取引法)で、「訪問販売」の一形態として8日間のクーリング・オフ(無条件解約)期間が定められています。今回の相談は契約書面を受取ってから7日目であり、クーリング・オフすることができるので、配達記録郵便で解約通知を発信するよう助言しました。

また、クーリング・オフ期間が過ぎていても、販売目的を告げられていなかった場合や、事業者が重要な事実を言わなかったり嘘を言って消費者が誤解して契約した場合、脅されたり困惑させられて契約した場合など、勧誘方法などに問題があれば解約できる場合があります。あきらめずに相談機関にご相談ください。このような、目的のはっきりしない集いには安易に誘いにのらない注意が必要です。



注意喚起！こんにゃく入りゼリーに気をつけて！

子どもがこんにゃく入りゼリーを食べたところ、喉に詰まらせ死亡したという事故が全国で今年3月～4月に2件発生しました。今回の2事例は、いずれも7歳の子でもで発生しており、これまでの2歳～3歳程度の幼児の事故とは異なっています。国民生活センターは、「事故の再発防止のための明確な方策が示されていない現状では、こんにゃく入りゼリーを子どもや高齢者に食べさせることは控えるべきである。」とアドバイスしています。

詳しくは、独立行政法人国民生活センターホームページをご覧ください。
<http://www.kokusen.go.jp>

平成18年度 相談の概要

○相談件数は減少するも、1万件を超える

- ・平成18年度の相談件数は、10,677件※(対前年度比78.1%)でした。
- ・平成17年度から引き続き傾向として、架空請求・不当請求が国や県の対策等により沈静化したことに伴い、相談件数は前年度より減少していますが、依然として1万件を超えており、高い水準で推移しています。

(※架空請求音声ガイダンス965件含む)

- ・契約当事者を年齢別にみると、70歳代の相談が増加しています(対前年度比112.9%)。職業別では、給与生活者が全体の約48%、無職が約24%を占めています。

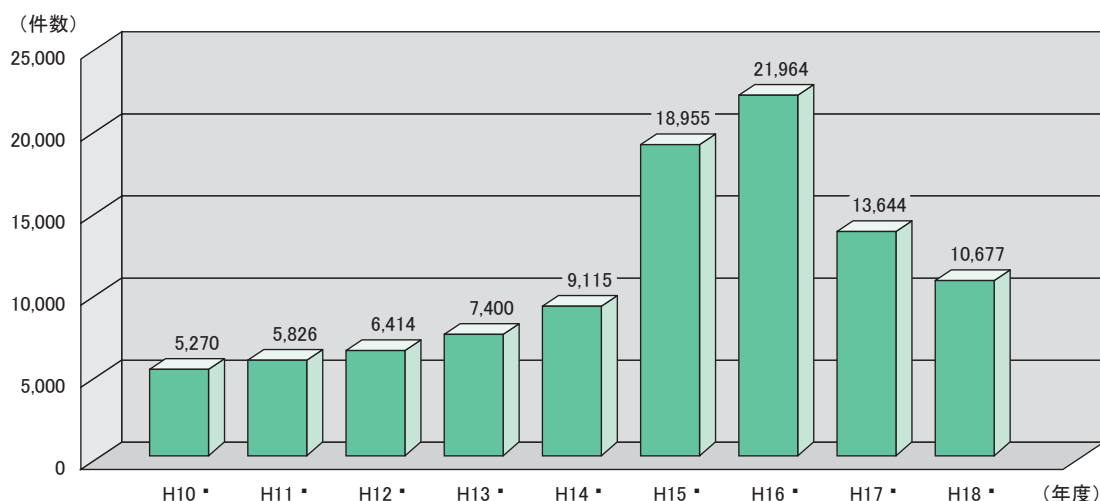
○相談内容の多様化・複雑化の傾向

- ・商品・サービスの多様化や、業者の巧妙な手口の出現などに伴って、相談内容が多様化・複雑化する傾向にあります。

○消費者金融に関する相談

- ・相談件数は、1,578件(対前年度比89.4%)でした。
- ・相談内容では、多重債務の整理方法についての相談が最も多く、貸金業法等の改正に伴い、法的知識に関する相談も増えました。

相談件数の推移



商品・役務別相談状況 (件数の多いもの上位3位)

商品に関する相談状況

- 1位 商品一般**
「総合消費料金」などの名目で、利用した覚えのない請求のほがきや封書が届いたという架空請求の相談など。
- 2位 教養娯楽品**
資格取得用教材、補習用教材などの契約・解約に関する相談など。
- 3位 住居品**
訪問販売による点検商法等によって契約した寝具類や浄水器等に関する相談など。

役務(サービス)に関する相談状況

- 1位 金融・保険サービス**
サラ金からの借入れやクレジットの利用などによる多重債務や債務整理の相談など。
- 2位 運輸・通信サービス**
携帯電話やパソコンの広告メールを開いたところアダルトサイトに登録になり、不当に利用料金を請求されたという相談など。
- 3位 他の役務**
結婚相手紹介サービスに関する相談や冠婚葬祭サービス、祈祷サービスに関する相談など。

相談内容別相談件数 (件数の多いもの上位3位)

- 1位 契約・解約に関する相談**
- 2位 販売方法に関する相談**
- 3位 価格・料金に関する相談**

販売購入形態別相談件数 (件数の多いもの上位3位)

- 1位 通信販売**
- 2位 店舗購入**
- 3位 訪問販売**

特徴的な被害

高齢者の被害

高齢者や判断能力不十分者宅を訪れて、次々と商品売りつける「次々販売」や、催眠商法(SF商法)による「高額な健康食品や医療用具を契約させられた」という相談が寄せられました。また、子供のために結婚相手紹介サービスを利用したが解約料が高額である、という相談や、投資話に関する悪質な勧誘・契約の相談が寄せられました。

若者の被害

「着信メールやアダルトサイトを開いたところ、高額な登録料を請求された」という不当請求や、消費者金融関連の相談が多く寄せられました。また、「過去のサービス会員契約の会費が未納になっている」と、突然高額な請求が送りつけられたといった二次被害の相談や、キャッチセールス・アポイントメントセールスによる被害も依然として多く寄せられています。

金融に関する相談について

債務者特性

- ◇性別の割合は、男性が69%、女性が31%で、昨年とほぼ同比率です。
- ◇年代別では、30～50歳代が全体の66%(前年度69%)を占めています。続いて、60歳代以上が20%(前年度15%)となっています。
- ◇職業別では、給与生活者が66%と最も多く、次いで無職者が21%、自営業者が9%となっています。

負債状況等

- ◇借入業者数は、1～4社までが全体の60%、5～9社が28%、10～14社が5%を占めています。
- ◇借入金額は、100万円以下が全体の33%、100万円超～200万円以下が16%、200万円超～300万円以下が14%、300万円超～500万円以下が17%です。また、1,000万円以上は4%です。
- ◇相談内容別では、負債の「整理方法」に関する相談が最も多く全体の46%を占めています。続いて、保証金詐欺等の「苦情」相談が24%、「法的知識」に関する相談が15%、「取り立て」に関する相談が7%となっており、中でも負債の「整理方法」に関する相談は前年度比104%になっています。
- ◇借入金の用途別内訳では「生活費」が全体の46%、「遊興費」23%、「事業資金」8%となっています。また、「ギャンブル」と「生活費」は、それぞれ前年度比115%、107%と増加しています。



ご存知ですか？

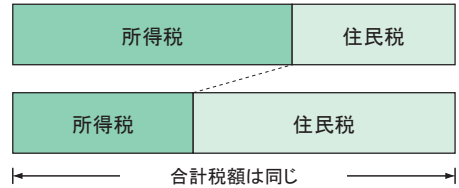
平成19年6月から住民税が大きく変わります。

・多くの方が、平成19年6月から住民税が変わります。その主な理由は次の3つです。

※住民税は、県民税と市町村民税の総称です。

理由1

国に納める税金の一部が県や市町村に納める税金に移ります。
 <負担は変わりません>
 この改正を「税源移譲」といいますが、「所得税+住民税」の負担の総額は変わりません。



理由2

定率減税が廃止されます。<負担が増えます> ※所得税における定率減税も併せて廃止されます。
 【住民税の場合】<18年度：税額の7.5%相当額の控除(限度2万円)> → <19年度：廃止>

理由3

「水と緑の森づくり税」がスタートします。<負担が増えます> 個人の場合は年間500円をご負担いただくことになります。
 ※水と緑の森づくり税は、住民税に加算して納めていただきます。

・具体的な税額の変更(一定の条件に基づく試算です。) ※改正前には所得税と住民税の定率減税が考慮されています。

例：単身者給与収入500万円の場合

改正前	改正後
所得税 232,200円	所得税 160,500円
住民税 154,700円	住民税 265,000円
計 386,900円	計 425,500円

※増加要因：定率減税廃止38,100円、水と緑の森づくり税500円

例：夫婦子供二人給与収入500万円の場合 (専業主婦で子供の一人は高校生)

改正前	改正後
所得税 107,100円	所得税 59,500円
住民税 74,300円	住民税 140,000円
計 181,400円	計 199,500円

※増加要因：定率減税廃止17,600円、水と緑の森づくり税500円

問合せ先：富山県税務課 ・ 076-444-3178

「エコライフ・アクト大会」の開催について

日常生活の中で、ごみや二酸化炭素を極力排出しない取組み(エコライフスタイル)を促進するため、「エコライフ・アクト大会」を開催します。多くの方々のご参加をいただきますようお願いいたします。

- ◆日 時：平成19年6月10日(日) 13:00~16:20 ◆場 所：タワー111 3階「スカイホール」(富山市牛島新町5-5)
- ◆主 催：富山県、財団法人とやま環境財団
- ◆内 容：<式典> 環境月間ポスター等表彰式、レジ袋ゼロ宣言等
 <記念行事> ①「とやまエコライフ・アクト10宣言」PR ②公開講座「チャレンジ10inエコライフ・アクト大会」
 ・ ③映画「不都合な真実」特別上映
 ・ <展 示> 環境月間ポスター受賞作品、「こどもエコクラブ」壁新聞等
- ◆問合せ先：富山県生活環境文化政策課 TEL 076-444-3141

消費生活に関する相談は、市町村窓口、県消費生活センターへ

富山県消費生活センター …… ☎076-443-2047
(富山市新桜町7番38号富山市役所本庁舎内)

総合行政センター

- 大沢野 ☎076-467-5810 婦 中 ☎076-465-2115
- 大 山 ☎076-483-1212 山 田 ☎076-457-2113
- 八 尾 ☎076-454-3114 細 入 ☎076-485-9001
- 魚津市 …… ☎0765-23-1003
- 滑川市 …… ☎076-475-2111(内323)
- 黒部市 …… ☎0765-54-2111(内316)
- 舟橋村 …… ☎076-464-1121(内29)
- 上市町 …… ☎076-472-1111(内141)
- 立山町 …… ☎076-462-9963
- 入善町 …… ☎0765-72-1100(内135)
- 朝日町 …… ☎0765-83-1100(内235)
- 砺波市 …… ☎0763-33-1111(内143)
- 庄川支所 …… ☎0763-82-1902

- ◆富山県消費生活センター
 富山市湊入船町6番7号(富山県民生センター内)
 消費生活相談 ☎076-432-9233
 消費者金融相談 ☎076-433-3252
 URL <http://pref.toyama.jp/branches/1731/1731.htm>
 【開所時間】午前8時30分~午後5時(土・日曜、祝日、年末年始を除く)

高岡市市民協働課 …… ☎0766-20-1552
(高岡市広小路7番50号)

- 福岡行政センター …… ☎0766-64-5333
- 水見市 …… ☎0766-74-8010
- 小矢部市 …… ☎0766-67-1760(内424)
- 南砺市 …… ☎0763-23-2008
- 行政センター
 福 野 ☎0763-22-1101 平 ☎0763-66-2132
 井 波 ☎0763-82-1181 上 平 ☎0763-67-3212
 城 端 ☎0763-62-1213 利 賀 ☎0763-68-2112
 福 光 ☎0763-52-1571 井 口 ☎0763-64-2212
 射水市(大島庁舎) …… ☎0766-52-7966
- 地区行政センター
 新 湊 ☎0766-82-1964 大 門 ☎0766-52-7397
 小 杉 ☎0766-57-1636 下 ☎0766-59-8095

- ◆富山県消費生活センター高岡支所
 高岡市本丸町7番1号(本丸会館内)
 消費生活相談、消費者金融相談 ☎0766-25-2777
- ◆富山県消費者協会(富山県消費生活センター内)
 ※土曜日・日曜日に消費生活に関する相談を受けています。
 ☎076-432-5690 午前9時~午後4時